

## 船舶職員及び小型船舶操縦者法

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 小型船舶操縦士免許に係る設備限定の変更又は解除
- ② 手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の11において準用する同法第5条第7項
- ③ 手続対象者 : 変更又は解除を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 免許に係る設備限定の変更又は解除があるとき
- ⑤ 提出方法 : 設備等限定解除(変更)申請書に必要書類を添付して地方運輸局又は運輸支局に提出するか必要書類一式を地方運輸局又は運輸支局に郵送してください。
- ⑥ 手数料 : 1,250円
- ⑦ 添付書類 : 身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類
- ⑧ 申請様式 : 設備等限定解除(変更)申請書
- ⑨ 記載要項・記載 : 申請先にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 

北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
九州運輸局海技資格課	092-472-3176
沖縄総合事務局船舶船員課	098-862-1454

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第70条
- ② 標準処理時間 : 約1週間
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

－見 本－

